

天野和夫賞

『天野和夫賞』

第7回受賞者および選考理由

1. 『天野和夫賞』の趣旨

本賞は、法哲学者としても活躍された立命館大学元総長・学長，故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき，立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果を出して学位を取得した大学院修了生，ならびに法の基礎理論研究の成果によって学問の発展に多大の寄与をしたと認められる，主として若手の研究者を表彰し，その研究を奨励することを目的とする。

2. 本賞の区分

- (1) 天野和夫研究奨励金規程（以下，規程）第3条1項1号の該当者
「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」
- (2) 規程第3条1項2号の該当者
「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」
- (3) 規程第3条2項の該当者
「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

3. 第7回天野和夫賞選考の経過

2009年度については，規程第6条に基づき，平野仁彦・本学法学部教授（法学研究科長）を委員長とし，田中成明・関西学院大学大学院司法研究科教授（法哲学専攻），大平祐一・本学法学部教授（法史学専攻），渡辺千原・本学法学部教授（法社会学専攻），本山敦・本学法学部教授（民法学

専攻), および春日井敏之・本学教学部副部長を委員として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は, 2009年8月7日に開催され, 選考の結果, 以下のように決定した。

4. 第7回天野和夫賞受賞者とその選考理由

(1) 規程第3条1項1号該当者

佐々木 健 氏

最終学歴：2008年9月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程修了

専攻分野：民法

学 位：博士（法学）立命館大学

博士論文：「ドイツ親子法と子の意思の尊重 憲法と民法, 実体法と手続法, 司法と福祉の協働」

【選考理由】

佐々木論文は, 未成年の子が関係する家事事件について, 子が自らの意見を述べたり, 家事手続に当事者として参加するなど子の意思を尊重する必要があるとの問題意識から, ドイツ親子法における子の意思の尊重について, 原理的な学説・権利論, 憲法上の位置づけ, 民法・非訟事件手続法の諸規定, 手続保護人(子どもの代弁人とも言う)制度の検討を行い, 日本法への具体的な示唆を抽出するもので, 本研究により課程博士号を取得した。特に子の意思の尊重を具体的に実現していく過程として手続法を位置づけ, 手続保護人の実態や法改正の動向まで紹介・検討した点は, 高く評価される。氏の学会報告は, 『家族 社会と法』25号(2009)163~179頁に掲載され, また法律時報2009年2月号特集「子どもの声を聞く~子どもの手続上の代理をめぐる」において, 複数の論文が氏の論文を基本文献として引用しており, 家族法における新たな問題提起と解決の方向性を示す優れた研究として評価されている。以上のことから, 天野賞にふさわしいものと判断する。

廣峰正子氏

最終学歴：2009年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程修了

専攻分野：民法

学位：博士(法学) 立命館大学

博士論文：「民事責任における抑止と制裁」

【選考理由】

生命、身体、名誉、環境などは、ひとたび侵害されれば回復困難な法益であるため、損害賠償による事後的な救済だけでは不十分であり、かりに事後的な救済によらざるをえない場合であっても、制裁や抑止といった考え方を取り入れるべきではないか。廣峰氏は、このような問題意識から、学位取得論文において、わが国の損害賠償論で制裁や抑止がどう論じられてきたかを検討し、ついで、20世紀初頭以降のフランスにおける民事罰論を詳細に分析している。あわせて、民事罰とフォートの関係、さらには近時のフランスにおける債務法改正の議論をも検討している。これまでの先行研究において、最近に至るフランスの民事罰論を総合的に研究したものは見当たらず、また、以上の研究から導き出された、「質的民事罰」という視点は、わが国の議論にとって刺激的である。そして、氏は、論文の最後において、このようなフランス法の研究から導き出された視点をわが国の議論に持ち込むことの可能性を主張し、その際の手がかりとして、信義則論を検討するなど、大胆な問題提起を行っている。

もちろん、わが国の問題に置き換えて考える場合、今後に残された課題は少なくないが、そのことは、むしろ、本論文の大きな視野からの問題提起が切り開いた地平の広さと豊かさを示すものであり、今後の氏の研鑽に期待するところは大きい。

以上のような博士論文の評価、さらには、大学院時代の勉学状況等からして、天野賞にふさわしいものと判断する。

(2) 規程第3条1項2号該当者

木村直人氏

最終学歴：2009年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程前期課程修了

専攻分野：民法

学 位：修士（法学） 立命館大学

修士論文：「特許製品のリサイクルと消尽理論」

【選考理由】

木村論文は、大学院博士前期課程の修士論文である。知的所有権法領域の研究であり、特許法における難問の1つである 消尽 ないし 消尽理論 を現代的かつ実践的な観点から分析・検討したものとして高く評価される。

消尽 とは、特許製品が他に譲渡された場合、特許権者の権利行使が最初の譲渡で尽き、以後の譲受人に対してはなしえないことであると理解されている。論文では、この消尽問題を、キャノン・インクカートリッジのリサイクル事件を手がかりにして、関係判例を精査し、議論を明快に整理して、あるべき解釈論を私見を含めて展開している。修士論文としては高度な内容となっており、08年度の最優秀論文の1つとして『立命館法政論集』にも掲載された。

木村直人氏は、大学院での成績も卓越しており、修了式においては「総代」を務めた。とくに優れた成績をもって修士の学位を取得しており、天野賞に相応しいと判断される。

(3) 規程第3条2項該当者

大内 孝氏

最終学歴：1992年3月 東北大学大学院法学研究科博士前期課程基礎法学専攻修了

* 東北大学法学部助教を経て2000年7月より東北大学大学院法学研

究科教授

専門分野：西洋法制史

学位：修士（法学） 東北大学（1992年3月）

著書：『アメリカ法制史研究序説』創文社（2008年）

【選考理由】

本書は日本で最初のアメリカ法制史に関する本格的な研究書である。

著者は本書で、法の担い手である法曹に焦点をあてアメリカの法曹の特徴と、法曹のアメリカ法形成に対して果たした役割を明らかにするとともに、陪審裁判に関する歴史的事実的研究を行うことにより、「アメリカ法の形成」というアメリカ法制史の最大のテーマを歴史的・実証的に理解するための道筋を切り開かれた。この研究を基礎に、著者は、アメリカ法制史研究の現状に鋭いメスを入れ、法制史研究に大きな足跡を残したパウンド、ハースト、フリードマン、ホーウィッツに焦点を当て、その研究の意義と問題点を抽出された。パウンド（彼の著書『アメリカ法形成期』はその後数十年間、アメリカ法制史研究に決定的影響を及ぼした記念碑的業績である）の「教え授けられた法伝統」 taught legal tradition 概念の問題性、ハーストの「コンセンサス」の欺瞞性、フリードマンにおける「道具」主義的法理解と「法の死滅」問題、ホーウィッツの「法律学と歴史認識」の問題など、そこにはひとり法制史研究者のみならず、「社会における法のあり方」、「法とは何か」、「法律学とは何か」を常に問い続ける法学徒が共有しうる基本的問題についての著者の明解な分析と見解が示されており、法の基礎的、理論的研究にとって本書の持つ意義は大きい。著者が、フリードマンの研究に対し、社会に対する批判の視点が欠如し、現状肯定・追認的傾向を持っていると鋭く批判された点は、天野和夫先生が、現代社会をめぐる法状況に対し、常に厳しい批判的視点を欠かされなかったことを彷彿とさせるものがある。かかる理由から、本書は、すぐれた法の基礎理論研究に対して与えられる天野賞に値するものと判断した。

5. 『天野和夫賞』授賞式

2009年10月30日、本賞の受賞者出席のもと、二宮周平・本学法学部長の司会により『天野和夫賞第7回授賞式』が開催され、川口清史・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ、天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに、平野仁彦・選考委員長より選考理由の説明が行われた。授賞式は、関係各位の出席を得て、晴れやかに行われた。